

平成 31 年 4 月 12 日（金）  
愛知県尾張県民事務所知多県民センター  
環境保全課環境保全グループ  
担当 鈴木、山本  
電話 0569-21-8111(代表)  
内線 262、264  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 宮本、木村  
内線 3045、3050  
ダイヤルイン 052-954-6225

## 東浦町における土壌汚染に係る届出について

オオブユニティ株式会社が、東浦町内の同社東浦廃棄物処理工場において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明したため、本日、同社から愛知県に届出がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 届出内容

(1) 届出者

オオブユニティ株式会社

(2) 届出年月日

平成 31 年 4 月 12 日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

オオブユニティ株式会社 東浦廃棄物処理工場  
東浦町大字森岡字外新切<sup>そとしんまり</sup>3 番 10、27 番 1 の各一部

(4) 届出の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）第 40 条第 1 項

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
ふっ素及び その化合物	3.6mg/L (4.5 倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～0.5m	19／74

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

## イ 土壤含有量

次表のとおり条例に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	530mg/kg (3.5倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0～0.5m	8/74

注1：( )内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、現在、コンクリート、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、ボーリング調査等を実施し、その結果に基づき、汚染土壌の掘削除去、舗装、地下水の水質の測定等の措置を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

## 3 事業者の連絡先

オオブユニティ株式会社 環境ソリューション事業部 瀬瀬  
東浦町大字森岡字外新切 3-3 0562-84-6027

## 4 調査対象地の概要

### (1) 調査対象地の面積

7,882.66 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

昭和61年頃からオオブユニティ株式会社東浦廃棄物処理工場として利用されています。焼却炉の燃え殻及びダスト類で鉛が、排水でふっ素が検出された履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考

### ○ 基準を超過した特定有害物質について

#### ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

#### ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

### ○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）

（汚染の拡散防止のための措置等）

第40条 土壤汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第4項若しくは第39条の2第2項の土壤汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壤汚染等調査の結果、当該土壤汚染等調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

第2項以下 （略）